

標準貨物自動車運送約款の改正に伴う諸手続きについて

平成29年10月
愛知運輸支局

平成29年11月4日付けで改正標準貨物自動車運送約款が施行されます。これに伴い、今後使用される約款の内容に応じ所定の手続きが必要となります。

貨物自動車運送事業者の皆様におかれましては、改正内容についてリーフレット(裏面)、ホームページ等をご確認の上、下記「手続きイメージ」を参考にお早目に手続きをお願いします。

◆中部運輸局 運送約款改正ご案内ホームページ

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jidosya/kamotsu/kamotsu-top.htm#291104kaisei>

※申請様式のダウンロードが可能です

手 続 き イ メ ー ジ

新標準約款を使用する場合

- ①改正後の新標準約款を**営業所に掲示**する
- ②運賃及び料金の変更届出を行う

新約款に基づき、「待機時間料」、「積込料」及び「取卸料」を収受するために、①、②の手続き等が必要です。

平成29年11月4日以降

新標準約款を使用しない場合

旧標準約款を引き続き使用する
場合

- ①旧標準約款を使用することについて**認可申請**を行う
※この場合平成29年11月4日までに申請を行う
- ②認可後、旧標準約款を**営業所に掲示**する

新たに独自に定めた約款を使用
する場合

- ①独自に定めた運送約款を使用することについて**認可申請**を行う
- ②運賃及び料金の変更届出を行う
- ③認可された運送約款を**営業所に掲示**する

(従前から独自の約款を使用している場合)

- 独自の約款を引き続き使用する場合には手続きは不要
- 独自の約款の変更を行う場合には①約款の認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款:平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款

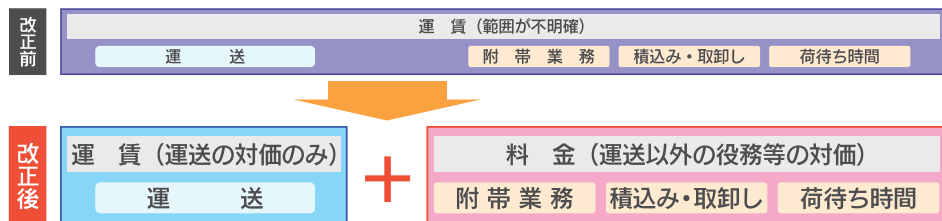
※旧標準約款:平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

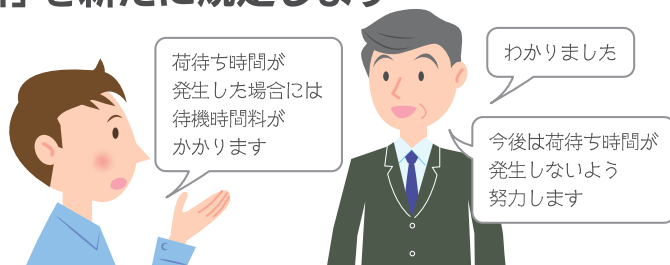
① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 付帯業務の内容をより明確化します

付帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する付帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積み込み・取卸し、付帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者はその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課	☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課	☎ 06-6949-6447
東北運輸局貨物課	☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課	☎ 082-228-3438
関東運輸局貨物課	☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課	☎ 087-835-6365
北陸信越運輸局貨物課	☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課	☎ 092-472-2528
中部運輸局貨物課	☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課	☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。